

一般社団法人日本CATV技術協会

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 本協会は、一般社団法人日本CATV技術協会（Japan Cable Television Engineering Association(略称 「JCTEA」)）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 本協会は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 本協会は、CATV施設に関する調査研究を行うとともに、CATV施設に係る技術の向上及び普及を図ることによって、CATVの健全な発達普及を促進するとともに、テレビジョン電波の受信に関する調査を行うことにより、テレビジョン電波の良好な受信環境の実現を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) CATV施設に関する調査研究
 - (2) CATV施設の技術に関する調査研究及び開発
 - (3) CATV施設に関する標準規格の策定
 - (4) CATV施設の技術に関する講習会、研究会、講演会等の開催
 - (5) CATV施設に係る技術者等の養成
 - (6) CATV施設に関する雑誌、図書等の発行
 - (7) CATV施設の申請手続等に関する指導
 - (8) CATV施設に関わる関係機関及び関係者への支援
 - (9) 建造物によるテレビジョン電波受信障害その他テレビジョン電波の受信に関する調査及び技術相談
 - (10) 前各号の事業に附帯する事業
 - (11) その他本協会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第2章 会員

(会員の種別)

第5条 本協会の会員は、次の3種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本協会の目的に賛同して入会した個人又は法人
- (2) 副会員 正会員の支店、支社、営業所等で本協会の事業に参加するため入会した者
- (3) 賛助会員 本協会の目的に賛同し、事業を賛助するため入会した個人又は法人

(入会)

第6条 本協会の正会員、副会員又は賛助会員となろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 正会員、副会員及び賛助会員は、本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をし、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本協会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対して、その旨を通知しなければならない。

(資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときには、その資格を喪失する。

- (1) 第7条に定める会費の納入を1年間以上履行しないとき。
- (2) 死亡若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が破産若しくは解散したとき。
- (3) 総正会員の同意があったとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前条の規定により、その資格を喪失したときは、本協会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本協会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費又はその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成し、副会員は総会に出席して意見を述べることができる。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの付属明細書の承認

- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎年1回、事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して総会の招集の請求があったときは、理事長は当該請求の日から30日以内に招集しなければならない。
- 3 総会を招集するには、総正会員に対して会議の目的である事項及びその内容、日時並びに場所を示して、開会の日から1週間前までに書面もしくは電磁的方法により通知しなければならない。ただし、理事会の決議に基づき、総会に出席しない会員が書面もしくは電磁的方法によって議決権を行使することができるとされた場合は、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令又はこの定款で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理及び書面もしくは電磁的方法による決議)

第19条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって議決権を行使し、又は他の出席する正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合、書面もしくは電磁的方法で議決権を行使した正会員又は議決権の行使を委任した正会員は総会に出席したものとみなす。

(決議の省略)

第20条 理事又は正会員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 正会員の議決権の数
- (3) 会議に出席した正会員の議決権の数（書面もしくは電磁的方法表決者及び表決委任者を含む。）
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言の要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- (7) その他法令に定める事項

2 議事録には、議長及び出席した正会員の中から選任された議事録署名人2人以上が記名押印する。

第4章 役員等

(種類及び定数)

第22条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上35名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を理事長、1名を筆頭副理事長、1名を専務理事とするとともに8名以内を副理事長、1名を常務理事とすることができる。

3 前項の理事長及び筆頭副理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事を同法上の業務執行理事とする。

(役員の選任等)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長、筆頭副理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、本協会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、本協会の職務を執行する。

2 理事長及び筆頭副理事長は、本協会を代表し、その業務を執行する。

3 筆頭副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理する。筆頭副理事長は、理事長に事故

があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長の職務を代行する。

- 4 副理事長は理事長及び筆頭副理事長を補佐する。
- 5 専務理事は理事長、筆頭副理事長及び副理事長を補佐し、本協会の業務を執行する。
- 6 常務理事は専務理事を補佐し、本協会の業務を分担執行する。
- 7 理事長、筆頭副理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。
- 3 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第27条 理事又は監事は、いつでも総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事には総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定された額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(顧問及び相談役)

第29条 本協会に、任意の機関として顧問及び相談役を合計5名以内置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、学識経験者又は本協会に功労のあった役員のうちから、理事会の議決により、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、本協会の重要事項に関して、相談役は、本協会の運営に関して、理事長の諮問に応じて、意見を述べることができる。
- 4 顧問及び相談役の任期は2年とする。
- 5 顧問及び相談役は無報酬とする。

第5章 理事会

(構成)

第30条 本協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、筆頭副理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (4) 支部長の承認及び解職

(種類及び開催)

第32条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって理事長に招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって理事長に招集の請求があったとき、その請求の日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会とする旨の招集の通知が発せられないときは、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長とする。

(決議)

第35条 理事会の決議は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印しなければならない。

(運営協議会)

第37条 本協会の日常の業務遂行上必要があるときは、理事会の決議を経て、任意の機関として運営協議会を置くことができる。

2 運営協議会は、理事長、筆頭副理事長、副理事長、専務理事、常務理事及び理事長が別に指名する者をもって構成する。

3 運営協議会は、本協会の日常の業務の遂行に関し、理事長からの諮問を受けて答申する。

4 運営協議会の議長は、理事長又は理事長が指名した者とする。

第6章 財産及び会計

(資産の構成)

第38条 本協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費及び入会金
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第39条 本協会の資産は、理事会の決議に基づいて、理事長がこれを管理する。

(経費の支弁)

第40条 本協会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第41条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 本協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し第1号から第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産計算書）の附属明細書

- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(長期借入金)

第44条 本協会が借入金をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の決議を経なければならない。

(剰余金の処分)

第45条 本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

第7章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第46条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第47条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第48条 本協会が解散等により清算をするときに有する残余財産は、総会の決議により公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国に贈与するものとする。

第8章 委員会等

(委員会)

第49条 本協会は、事業の円滑な運営を図るために理事会の諮問に応じて審議する委員会を置くことができる。

- 2 委員会の任務、委員の選出方法、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(規格・標準化委員会)

第50条 本協会に第4条第1項第3号の事業を行うため規格・標準化委員会を置く。

- 2 規格・標準化委員会の組織、委員の選出方法、その他の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第9章 支部

(支部)

第51条 本協会は、事業を広く普及するために、支部を置くことができる。

- 2 支部には、支部長を置く。
3 支部長は、当該支部の会員の推薦を受けて、理事会の承認を得て理事長が任免する。
4 支部の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第10章 事務局

(事務局)

第52条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を得て、理事長がこれを任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第11章 公告等

(公告)

第53条 本協会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由により、前項の電子公告を行うことができないときは、官報に掲載する方法による。

(委任)

第54条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本協会の最初の代表理事は、阿部秀人とする。最初の業務執行理事は、嶋田喜一郎とする。
- 3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附則（平成29年6月13日）

第4条第1項の変更は総会において決議された日から施行する。

附則（令和7年6月16日）

第15条第3項、第19条、第20条、第21条第1項、第32条第3項、第33条第1項および第2項の変更は総会において決議された日から施行する。